

体験入学について

北名古屋市教育委員会

海外在住で夏休み等により一時帰国されたお子さんは、教育委員会及び受け入れ先の学校（以下、「入学校」と言います。）の許可により、市立小・中学校への体験入学をしていただくことができます。

体験入学先の学校は、通常の授業を行っている期間ですので、申し込みされる場合は、授業を受ける気持ちで参加をお願いいたします。

1 体験入学の手続

体験入学を希望される場合は、お子さんの帰国後に、保護者の方が市役所東庁舎2階の教育委員会学校教育課にて申込みをしていただきます。申込み時には、お子さんのパスポートをお持ちください。なお、帰国前に保護者の代理の方（親族）が仮の申込み手続きをすることもできます。帰国後に学校教育課へお子さんのパスポートをお持ちになり、仮申し込みをしている旨をお申し出ください。

体験入学期間は原則として1か月以内となります。入学校は滞在先（北名古屋市内）の通学区域の学校で年齢相当の学年となります。ただし、学校運営上支障があると判断された場合は、通学区域外の学校になる可能性もありますのでご了承ください。

入学を許可された後は、事前に入学校と面談をしていただきます。

申込みは随時受け付けておりますので、ご相談ください。

2 体験入学にかかわる費用負担について

- (1) 教科書や学用品などは個人で準備していただくこととなります。
- (2) 給食費は実費での支払いとなります。
- (3) 学習に係る費用はすべて実費での支払いとなります。
- (4) 参加する授業によっては、健康診断等をお願いする場合がありますが、健診費用は全て個人負担となります。

3 注意事項等

- (1) 学校のきまりや約束を守り、学校の指導に従ってください。
- (2) 登下校は保護者の責任で行ってください。
- (3) 体験入学中、保護者あるいは親族の方が、体験入学されるお子さんの学校生活全般及びその際に生じる事故等について全責任を持つことが受入れの前提となります。
- (4) 体験入学中及び登下校時のけが（相手にけがをさせた時も含む）の治療費や物品等を破損した場合の修繕費用については、個人負担となりますので、旅行保険や個人保険等に加入されることをお勧めします。
- (5) 学校保健安全法で出席停止となる感染症にかかっている場合は登校できません。
- (6) 原則として、3月、4月の体験入学は行っておりません。
- (7) 滞在先に保護者あるいは親族の方がご一緒でない場合、体験入学を認めることができません。

- 4 問合せ先 北名古屋市教育委員会 学校教育課 TEL0568 (22) 1111 (代表)
(〒481-8501 愛知県北名古屋市長之庄御榎 60 番地 市役所東庁舎 3 階)